

【介護保険制度における訪問看護利用料】

令和8年6月1日改訂

※利用料は厚生労働省における関係法規で定められているものです。

利用の途中で、関係法規に変更が生じる場合があります。その際には改訂後の金額を文書にてお知らせいたします。

1単位:11.05円

	介護予防	介護	自己負担(1割)		自己負担(2割)		自己負担(3割)		
			介護予防	介護	介護予防	介護	介護予防	介護	
20分未満	303単位	314単位	335円	347円	670円	694円	1005円	1041円	20分以上/週1回以上の訪問看護を実施している場合のみ
30分未満	451単位	471単位	499円	521円	997円	1041円	1495円	1562円	
30分以上60分未満	794単位	823単位	878円	910円	1755円	1819円	2632円	2729円	
60分以上90分未満	1090単位	1128単位	1205円	1247円	2409円	2493円	3614円	3740円	
理学療法士・ 作業療法士の訪問 (1回:20分)	1日に1回まで	284単位	294単位	314円	325円	628円	650円	942円	975円
	1日に2回まで	568単位	588単位	628円	650円	1256円	1300円	1883円	1950円
	※1日に2回を超えた場合は、1回につき90/100の算定。週6回までの制限あり								
特別管理加算 (1ヵ月あたり)	特別管理加算Ⅰ	500単位	553円		1105円		1658円		厚生労働大臣が定める状態の方が対象となります。 【裏ページ参照】
	特別管理加算Ⅱ	250単位	277円		553円		829円		
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位	663円		1326円		1989円			
長時間看護加算	300単位	332円		663円		995円		1時間30分以上要した場合	
専門管理加算	250単位	277円		553円		829円		鎮痛剤の服用や化学療法を受けている方等に対して、 緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師によって計画的な管理をした場合	
ターミナルケア加算	2500単位	2763円		5525円		8288円			
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	254単位	281円		562円		842円		
	30分以上	402単位	445円		889円		1333円		
複数名訪問加算Ⅱ (介護補助者)	30分未満	201単位	223円		445円		667円		
	30分以上	317単位	351円		701円		1051円		
夜間訪問看護	夜間(18時～22時)	25%加算	※算定要件を満たした場合に加算されます						
	深夜(22時～翌6時)	50%加算							
	早朝(6時～8時)	25%加算							
退院時共同指導加算	600単位	663円		1326円		1989円		退院前に病院訪問(退院カンファレンス)した場合のみ加算	
初回加算	300単位	332円		663円		995円		初めて利用する月、もしくは過去2ヵ月以上利用がなく再開した月のみ加算	
初回加算(退院当日訪問)	350単位	387円		774円		1161円		上記に加えて退院当日に訪問した場合	
看護体制強化加算Ⅰ	550単位	608円		1216円		1824円		厚生労働大臣が定める状態の方や高度なサービスを提供している事業所が評価され加算されるものです。その月の状況に応じて変わることがあります。	
看護体制強化加算Ⅱ	200単位	221円		442円		663円			
サービス提供体制加算Ⅰ	1回につき6単位	7円		14円		20円			
サービス提供体制加算Ⅰ(定期巡回)	50単位	56円		111円		166円			
看護・介護職員連携強化加算	250単位	277円		553円		829円			
定期巡回 要介護5	3761単位	4156円		8312円		12468円			
定期巡回 上記以外	2961単位	3272円		6544円		9816円			
介護職員等処遇改善加算	利用サービス単位数合計の1.8%								

特別管理加算

以下の、厚生労働大臣が定める状態にある方が対象となります。

特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者管理指導若しくは、在宅気管切開患者指導管理料を受けている状態にある方 又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方
特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方。 人工肛門又は人口膀胱を造設している方、真皮を超える褥瘡(床ずれ)の方、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

交通費

- ・サービス提供地域(東久留米市・西東京市・清瀬市・新座市と練馬区の一部)にお住まいの方には、別途請求はありません。
 - ・上記以外の地域にお住まいの場合 ステーションから5kmまで: 300円(往復) ステーションから5km以上: 1km増す毎に100円加算(往復)
- 保険適応外の利用料(自費)

	平 日			休 日		
	9:00~17:00	17:00~22:00	22:00~翌9:00	9:00~17:00	17:00~22:00	22:00~翌9:00
緊急時訪問看護加算Ⅰ	9:00~17:00	17:00~22:00	22:00~翌9:00	9:00~17:00	17:00~22:00	22:00~翌9:00
30分未満	5100円	6400円	7700円	6400円	8000円	9700円
30分以上60分未満	8800円	11000円	13200円	11000円	13800円	16500円
60分以上90分未満	12100円	15200円	18200円	15200円	19000円	22800円

その他

- ・ご自宅で、お看取りをされた際のケア...20000円
- ・衛生材料等が必要な場合は、実費をいただきます。
- ・当月料金の請求書を、翌月10日以降にお渡し致します。
お支払いは口座振替をご利用ください。
ご利用月の翌27日(土日祝日の場合は翌営業日)の引落としになります。
振替手続き完了前や各種事由により振替不能の場合は、他方法にてお支払い頂く場合があります。
- ・予定の変更を希望される場合は、早めにご連絡ください。多くの方に訪問看護サービスをご利用いただけるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ・ご利用の途中で、関係法規に変更が生じる場合があります。その際は、改定後の料金を文書でお知らせします。